

お知らせ

H23.10.21

県民生活課（内2337）

ブランド戦略課（内2541）

**有限会社フジワラにおけるうなぎ蒲焼の不適正表示に対する
JAS法及び景品表示法に基づく措置について**

愛媛県では、有限会社フジワラ（代表者：代表取締役 富士原 武 法人所在地：愛媛県松山市萱町二丁目6番地6）（以下「フジワラ」という。）に対し、平成23年8月19日から10月5日までの間、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づく調査を実施しました。

その結果、フジワラが運営する食彩館エルベ24 萱町店（愛媛県松山市萱町2丁目6番地6）及びエルベ24 キスケ店（愛媛県松山市宮田町5）（両店舗をあわせて以下「エルベ24」という。）において販売していた商品「国産うなぎ蒲焼」について、下記1のとおり、JAS法に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第3条第6項、第6条第1号及び同条第2号及び景品表示法第4条第1項第1号に違反する行為を行っていたことが確認されたことから、本日付けで、下記2のとおり、JAS法第19条の14第1項及び景品表示法第7条の規定に基づく是正の指示を行いました。

記

1 確認された不適正表示の内容

フジワラはエルベ24において、商品「国産うなぎ蒲焼」について、少なくとも平成21年9月1日から平成23年8月19日までの間、他社から仕入れた輸入品である「中国産うなぎ蒲焼」を自社において単に小分け包装したものであるにもかかわらず、原産地をプライスラベル等に「国産」又は「鹿児島産」として表示して一般消費者に対

し、少なくとも 6,684 尾販売したこと。

2 指示の内容

(1) JAS法関連

- ① 表示責任を負う全ての食品について表示の点検を行い、その結果を取りまとめるとともに、不適正な表示の食品が認められた場合には、直ちに適正な表示に是正すること。
- ② 不適正な表示を行った主たる原因として、食品表示に関する法令遵守の認識が著しく欠如していること、また、原産地などを管理する社内体制に不備があることが考えられるが、これを含めた原因の究明、分析を行うこと。
- ③ 上記②の結果を踏まえ、全役員及び全従業員に対して、品質表示基準について周知徹底を図るとともに、適正な品質表示を確保するために必要な社内体制を整備すること。
- ④ 上記①及び②の結果並びに①から③までの指示に基づき講じた措置について、平成 23 年 12 月 21 日までに愛媛県知事あて報告すること。

(2) 景品表示法関連

- ① 販売している全ての商品に係る表示について、直ちに点検を行い、不適正な表示を発見した場合は、速やかに適正な表示に是正すること。
- ② 違反行為を行った主たる原因として、商品の表示について法令遵守の認識が著しく欠如していたこと及び表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらの原因の究明・分析を行うこと。
- ③ 上記②の結果を踏まえ、貴社における表示に関する責任の所在を明確化するとともに、チェック体制の強化及び監視体制の整備等、再発防止策を講じること。
- ④ 貴社の全役員及び全従業員（パート・アルバイト含む）に対し、表示制度についての啓発を行い、法令遵守を徹底すること。
- ⑤ 上記①から④に基づき講じた措置等について、文書により平成 23 年 12 月 21 日（水）までに愛媛県知事あて報告すること。